

平成26年度総務省調達改善計画

1. 調達改善計画の目的

総務省では、これまでも例年適切な予算の確保に努めるとともに行政効率化の観点に立った調達に努めてきたところであるが、平成26年3月に行政改革推進本部において決定された「今後の調達改善の取組について」に基づき、※PDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むとともに行政改革推進会議がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達改善を推進するものである。

※P（プラン：調達改善計画）、D（ドゥ：調達改善計画項目への取組）、C（チェック：調達改善計画の進捗状況、評価又は課題等）、A（アクション：調達改善計画の取組後の見直し・公表）

2. 調達の現状分析

調達の改善をより効果的に行うためには、全体に占める支出の比重が高い分野などコスト削減や事務効率化の効果が高いと考えられる分野に重点を置いて取り組むことが重要である。そのため総務本省における調達データにより現状を分析するものとする。

(1) 契約種別からみた支出の構造契約の種別に基づいて支出の構造をみると、総務本省では平成24年度に996件、約968億円の契約を行っているが、このうち調達に関係する庁費関係が644件、約710億円であり件数で約65%、金額で約73%を占める。その他は研究開発等の各種委託契約であり、352件、約259億円となっている。

さらに庁費の中をみると、件数、金額とも情報システム関係及び調査研究関係の占める比重が高い。

【参考1】 総務本省における契約分類毎の件数・金額（平成24年度）

分類		件数(件)	比率	金額(百万円)	比率
委託費関係		352	35%	25,867	27%
庁費関係	調査研究関係	241	24%	8,149	8%
	情報システム関係	177	18%	59,550	62%
	物品等購入関係	63	6%	1,256	1%
	庁舎管理関係	32	3%	672	1%
	データ提供サービス関係	3	0%	134	0%
	事務補助等関係	128	13%	1,210	1%
	小計	644	65%	70,971	73%
合計		996	100%	96,838	100%

(注1) 平成24年度の契約に関する統計に基づき作成（少額随意契約は含まれていない。）

(注2) 金額及び比率については四捨五入の影響で数値が一致しない場合がある。

(2) 競争性の観点からみた契約の状況

総務本省の平成24年度の契約件数は996件、約968億円のうち一般競争契約は433件、約504億円、企画競争・公募は498件、約437億円である。一方、競争性のない随意契約は65件、約30億円であり、全体に対する件数では約7%、金額では約3%である。

平成24年度における政府全体における財務省「契約に関する統計」から集計された随意契約の状況では、16%（件数ベース）となっており、当省が9ポイント低くなっている。

【参考2】総務本省における一般競争、随意契約等の状況 (単位：件、百万円)

		平成23年度		平成24年度		平成25年度 (4月-11月)	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性 のある 契約方 式	一般競争	397 (40%)	17,564 (29%)	433 (43%)	50,399 (52%)	362 (40%)	28,978 (39%)
	企画競争・ 公募等	528 (53%)	39,248 (65%)	498 (50%)	43,747 (45%)	497 (56%)	32,674 (44%)
競争性のない 随意契約		72 (7%)	3,318 (6%)	65 (7%)	2,961 (3%)	36 (4%)	12,706 (17%)
合 計		997	60,130	996	97,107	895	74,358

(注)割合については四捨五入の影響で数値が一致しない場合がある。

一者応札の状況をみると、一般競争入札に占める比率は、平成23年度は16.4%、平成24年度は31.9%と大幅に増加している。これは、平成24年度において調査研究の調達を公募から一般競争入札に移行するよう指導したことが要因ではないかと考えられる。

また、平成25年度においても、11月までのデータではあるが、一者応札の比率は32.0%となっており、横ばいとなっている。

【参考3】総務本省における一者応札の状況 (単位：件)

平成23年度			平成24年度			平成25年度 (4-11月)		
競争入札	一者応札	比率	競争入札	一者応札	比率	競争入札	一者応札	比率
397	65	16.4%	433	138	31.9%	362	116	32.0%

平成24年度の所管公益法人相手の契約は24件であり、平成22年度の23件と比べて横ばい傾向である。このうち一般競争入札が16件、企画競争・公募等が6件、競争性のない随意契約が2件である。一般競争入札のうち一者応札は3件であり、平成21年度当時の46件から大きく改善している。平成25年度では年度途中集計であるものの所管公益法人との契約数及び一者応札状況はほぼ横ばい傾向である。(注：所管公益法人関係の契約数には本省以外の組織に係る分を含んでいる。)

【参考4】総務省（本省以外を含む。）における所管公益法人との契約状況

（単位：件）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (4-11月)
競争性のある 契約方式	一般競争	80	19	12	16	8
	（うち一者応札）	(46)	(8)	(0)	(3)	(0)
	企画競争・公募等	6	2	7	6	4
競争性のない随意契約		3	2	0	2	3
合 計		89	23	19	24	15

（3）少額随意契約の状況

いわゆる少額随意契約については、平成24年度調達改善計画から全省的に集計把握を実施しているところであり、総務省全体で10,568件、金額は約45.9億円（1件平均約43万円）であった。このうち、100万円以内の役務に関するもの（予決令99条第7号関係）が4,109件（約6.3億円、1件平均約15万円）であり、160万円以内の物品購入に関するもの（予決令99条第3号関係）が4,582件（約14.9億円、1件平均約33万円）であった。

今後も少額随意契約について、件数、金額を把握していくものとする。

3. 重点的取組分野及び定量的目標について

上記2の現状分析等に基づき、調査研究関係、情報システム関係及び物品等購入関係の各分野について分野毎の状況に即して、調達の改善及び事務処理の効率化に引き続き努めることとする。

これらの重点的取組分野のうち、定量的な目標を以下のとおり定めることとする。

- ・庁費類（物品等製造・購入、役務）の費用については、調達数量の見直し及び共同調達の取組等を通じて、経費の節減を図る。

（1）調査研究事業に係る契約

調査研究事業については、平成22年度は全体の1割強29件が公募となっており、平成23年度は24件、平成24年度は3件と減少し、平成25年度は、11月までのデータではあるが、1件の公募となっている。これは、公募は本来、事業の性格上要件を満たす者が一人に限られることが想定されるなど当該調達が一般競争入札になじまない場合に限定的に行うべきものであるとの認識から積極的に一般競争へ移行したため、改善が図られている。

また、公募方式のみならず一般競争による契約も年度後半に多くなる傾向がみられるが、事業の執行時期が短期になれば参入する事業者数も限定される可能性が高くなることから、要求原課から会計課における契約事務全体について適切な執行期間が確保されるよう努める必要がある。

【参考5】調査研究事業の契約時期別の状況

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
22 年 度	一般競争	10	4	13	23	19	21	14	39	38	40	18	0	239
	公募	0	0	3	1	2	4	1	1	3	10	2	2	29
	合計	10	4	16	24	21	25	15	40	41	50	20	2	268
23 年 度	一般競争	14	17	16	20	7	14	6	25	25	25	16	1	186
	公募	0	1	0	2	3	0	0	3	4	2	9	0	24
	合計	14	18	16	22	10	14	6	28	29	27	25	1	210
24 年 度	一般競争	14	6	9	15	14	29	18	15	14	32	28	9	203
	公募	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3
	合計	14	7	9	15	15	29	19	15	14	32	28	9	206
25 年 度	一般競争	10	12	13	29	18	13	19	22	-	-	-	-	(136)
	公募	0	1	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	(1)
	合計	10	13	13	29	18	13	19	22	-	-	-	-	(137)

※25年度データは11月までの取得となっている。

このため、平成26年度においても、調査研究事業に係る契約は原則として一般競争入札（必要に応じて総合評価方式）によることとする。一般競争入札の実施に際しては、複数の者が入札に参加できるように執行時期等について十分に配慮するなど一般競争入札の機能が十分に発揮できるように対策（後述（4）参照）をとることに努め、効率的な調達ができるようにすることとする。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
・ 調査研究事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般競争入札によることを原則とする。 ・ 入札者の提示する専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については原則、総合評価方式を採用することとする。 ・ 調達案件の特別な事情等により、公募によらざるを得ないものについては、その理由等を明示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真にやむを得ない場合を除き、原則として一般競争入札とする。

(2) 庁費類（汎用的な物品・役務）の調達

物品等購入関係については、特に汎用的な物品である備品・消耗品、同じく汎用的な役務である雑役務について、他省庁との共同調達の品目数を10品目以上とする。

また、事務用品等消耗品の調達は平成22年度には、11回発注していたものが、平成

24年度以降は6回で実施しているが、参考6の表のとおり、各品目毎に在庫の状況から必要最小限の調達回数であると認識しており、本年度においても、同回数で調達することとする。

なお、汎用的な物品・役務については、調達数量を削減することが支出の削減に最も有効であると考えられることから、調達方式の見直しと並行して、日常の業務における汎用的物品・役務の利用の効率化に努めることとする。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品 ・ 消耗品 ・ 役務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同調達は前年度以上の品目数を確保する。 ・ 調達の回数を減らすことにより事務経費を削減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同調達の対象品目を10品目以上とする。 ・ 調達回数を必要最小限とする。

【参考6】 総務本省における共同調達の実績

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同調達物品 ＜共同調達連携先＞		事務用品、色紙類、清掃用消耗品、OA消耗品（4品目） ＜経済産業省、財務省＞	22年度の4品目に速記請負を追加（5品目） ＜国土交通省、警察庁＞	23年度の5品目に、クリーニング請負を追加（6品目） ＜国土交通省、警察庁＞	24年度の6品目に災害配備用品、蛍光灯及びトイレットペーパーを追加（9品目） ＜国土交通省、警察庁＞	26年度調達計画において10品目以上とする。 ＜国土交通省＞
調達回数	事務用品	11回	9回	6回	6回	6回
	色紙類	11回	6回	6回	6回	6回
	清掃用消耗品	11回	6回	6回	6回	6回
	OA消耗品	11回	6回	6回	6回	6回
	災害備蓄用品	—	—	—	2回	2回
	蛍光灯	—	—	—	4回	4回
	トイレットペーパー	—	—	—	4回	4回

(3) 随意契約・一者応札案件の見直し

競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか引き続き精査を行う。また、企画競

争や公募については、一般競争入札と比して、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について十分に検討確認を行う。

一者応札については、上記2（2）に記したとおり、平成24年度における件数割合は31.9%、平成25年度においても32.0%で横ばいとなっている。これは下の表によると、調査研究で一者応札だった契約67件のうち、半分以上が12月以降の契約となっていることから、本来、長期間請け負わせる必要がある契約であるにもかかわらず納期が短いために1者応札となっているものも見受けられ、また、入札後に応札しなかった業者へのアンケート調査においても、納期が短い旨の回答をしているものが見受けられた。

そのため、より一層次の（4）の対策を今後も継続して取り組むこととするが、特に調査研究など、長期の請負期間が必要な契約は、早い時期から要求原課に対して、注意喚起を実施する必要がある。また、入札の結果が1者応札であったもので、応札しなかった者に対してアンケート調査を実施し、アンケートの回答で準備期間や事業実施期間が短いなどのコメントが記述されている場合は、更に事後の検証を行うとともにその結果を踏まえた改善を図る。

【調査研究の一者応札状況】

平成25年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	3	1	4	8	6	3	7	1	7	9	14	4	67

※事務局にて3月下旬に調査したデータである。また、調査研究のほとんどが3月の納入期限となっている。

（4）一般競争入札の充実のための取組

一般競争入札の充実を図ることは、競争性をより一層確保する上で重要であることから引き続き実施する。

【公告期間・公告方法等の改善】

① 公告期間の延長

一般調達案件の予定経費1,300万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件は、公告期間20日間以上の確保を目途とする。

② 調達予定案件の情報提供の充実

調達予定案件を毎年度各契約担当部局においてホームページで公表する。

なお、調達予定案件と実際の契約との乖離がある場合は、必要な措置を講じる。

③ 電子入札システム及び電子調達システムによる調達情報提供の推進

電子入札システム及び電子調達システムを利用する案件については、公告内容を登録することにより応札希望者がインターネットから閲覧できるようにする。

【応札要件等の緩和、仕様内容の充実等】

① 応札要件の緩和

情報システム関係の調達においては、その規模、開発・拡充内容に応じ実績・要員の要件を柔軟に設定する。

調査研究業務関係の調達においては、過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないように調査対象内容、数量、手段、手法、研究会の開催回数などを明確にする。

② 業務引継、準備期間の確保

情報システムの保守・運用等の年間契約を行う場合は新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容を充実させる。

③ 総合評価における技術点の配点の適正化

本方式による場合は類似実績や研究員の従事経験を技術項目とするときは過去の実績を過度に評価しない配点とするよう留意する。

【一者応札・応募要件の事後点検】

① 一者応札案件の点検・分析

一者応札の状況を点検することにより、その結果をより競争性のある調達の実施に反映させる。また、入札説明書等を受け取った者で入札に参加しなかった理由を把握するよう努める。

② 一者応札による所管法人との契約

一者応札となった要因について調達部局に対し契約担当部局がヒアリング等を実施し、入札参加条件や仕様が当該法人にしかできないものとなっていないか分析するとともに当該契約の検査職員、監督職員に適正な履行検査の実施・状況把握を指示する。

4. その他の取組み

庁費に占める比重の高い情報システム関係の契約については、仕様書の作成や予定価格の積算等に関する調達担当者の能力の向上を図っていく必要があり、その一環として政府調達事例データベースの活用を図る。また、外部専門家であるCIO補佐官の活用を徹底していくこととする。

少額随意契約については、上記2（3）に記したとおり現行では件数、金額等のデータを把握する状況にはない。本来、通常の会計手続きの中で必要なデータが整備されることが望ましいが、そのような環境が整備できるまでの間においても、各種の検討に資するための正確なデータは必要であることから、平成26年度においても引き続き少額随意契約に関するデータを把握するための取組みを行う。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
① 情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達事例データベースを参照し、類似案件の調達仕様書等を参考とするよう周知する。 ・ 予定価格が80万SDR以上と見込まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を共有することにより、調達担当者の能力向上を図る。 ・ 仕様書案や積算等の妥当性を担

	調達案件は、CIO補佐官との相談を実施し、相談結果について調達決裁に添付することを徹底する。	保する。
② 委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発に係る委託について、見積もりの適正性や証拠書類の精査等のチェックを徹底する。 ・ 契約金額の大きな案件については、監査法人による第三者チェックを活用する。 	予算執行の厳格化・効率化を徹底する。
③ 旅費業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICカード乗車券の利用制度を導入する。 ・ 出張パック商品を一層活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近距離の出張における旅費の実費化、日当の廃止を行う。 本省以外の調達部局においても、導入の検討を実施し、本省においてその把握に努める。 ・ 旅費請求事務の省略化を図る。
④ 国庫債務負担行為の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システムに限ることなく、複数年度にわたる契約を行うことにより、調達価格の低減が期待できる案件については、国庫債務負担行為を採用できないか各部局宛に検討要請を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫債務負担行為を活用することにより調達価格の低減が期待できる単年度契約案件を洗い出し、案件毎に提示して検討要請を行う。
⑤ 少額随意契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少額随意契約に該当する案件については、別途報告を求め、本省で件数を集計・把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正確な件数及び調達額の把握を図る。 ・ 共同調達の余地、調達回数の適正化等チェックし、効率的な調達について、調達部局と調整を図る。
⑥ 出力機器の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本省以外の外局、施設等機関、地方支分部局を含めた出力機器の最適化を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最適化前と最適化後の配備台数等を比較して最適化の状況を把握する。
⑦ スキルアップの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約事務・会計事務について、必要な研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本省において企画検討し、実施する。

5. 自己評価の実施方法について

実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかになった課題等については、上半期（平成26年4～9月）終了後及び年度終了後、速やかに調達改善計画の実施状況について自己評価を行うとともにその結果をホームページ等により公表す

る。自己評価の結果は、その後の調達改善計画の実施や策定に反映する。
なお、自己評価結果等については、併せて行政改革推進本部に報告を行う。

6. 推進体制について

(1) 推進体制の整備

計画の策定、自己評価については、官房長を統括責任者とする調達改善推進検討会（以下「検討会」という。）に係る推進体制方針を策定する。なお、検討会の構成は以下のとおりとする。

統括責任者：官房長

副統括責任者：官房会計課長

メンバー：会計課職員の中で調達改善に関係する職員とするが、検討会が必要と認めたときは、上記以外の者を参画させることができる。

なお、検討会のとりまとめに係る事務は、契約調達専門官が担当する。

(2) 外部有識者の活用

調達に関する問題点の抽出、計画に係る取組に関する監視、指導、助言等の観点から、総務省契約監視会における外部有識者の意見を求めるものとする。

7. その他

(1) 計画の見直し

計画に関する指針の改定が行われた場合や進捗状況等を踏まえ計画を修正することが適切であると判断される場合には、必要に応じて計画について所要の見直しを行うものとする。

(2) 他組織（地方支分部局を含む。）の取組

- ① 本省以外の他の組織については、組織毎に調達環境が異なることを考慮し今回も、数値目標を設けないが「3. 重点的取組分野及び定量的目標について」のうち（2）の「共同調達」については、本省において調達状況を把握し、共同調達の余地が無いか、調達回数チェックを実施し、検討依頼、助言を実施する。

また、（3）の「随意契約・一者応札案件の見直し」について十分に改善意識を持った上で取組むこととする。平成26年度の実績については「公共調達の適正化について（平成18年8月25日財計第2017号）」に基づき報告がなされているものから本省において集計・把握することとする。

- ② ①以外の取組については、本省における平成26年度の取組状況や各組織の調達環境を踏まえ、検討していくこととする。